

告 示

埼玉県告示第七百三十号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニー（メチルアミノ）ーニーフエニルシクロヘキサンーオン（通称名D
e s c h l o r o k e t a m i n e、D X E、D C K）及びその塩類
ロ ー（四クロロフェニル）ーNーメチルプロパンーニアミン（通称名四
ーC M A、p ーC M A）及びその塩類
ハ ー（四シアノブチル）ーNー（ニーフエニルプロパンーニール）ー
Hーインダゾールー三ーカルボキサミド（通称名C U M Y Lー四C NーB I N
A C A）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十九年六月二十二日